

あきる野市心身障害者通所授産施設条例に規定する「五日市希望の家」及びあきる野市心身障害者（児）通所訓練施設条例に規定する「ひばり訓練所」については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、引き続き社会福祉協議会に管理を行わせる。

理由

「五日市希望の家」は、就業困難な心身障害者に対して社会的自立を支援する授産指導を行っており、活動内容は、調理実習、茶道教室、絵画教室及び街へ出る会などの社会化適応事業と廃品回収、委託清掃、リサイクルショップ、手作り作品及びバザー一出店などの作業訓練事業を実施している。

「ひばり訓練所」は、心身障害者（児）の生活適応訓練等を行っており、活動内容は、調理実習、体操教室、音楽教室及び陶芸教室などの社会化適応事業と生活訓練、歩行訓練及び農作業などの作業・訓練事業を実施している。

市では、障害者通所授産施設及び通所訓練施設として条例を設置し、「五日市希望の家」を昭和62年から、「ひばり訓練所」は平成9年から管理運営を社会福祉協議会に委託して、現在に至っている。この間、利用者も施設での生活に慣れ、職員も各利用者の特性を理解し、相互の信頼関係は強固なものとなり、保護者からも安心して通わせられると評価されている。

社会福祉協議会は、行政・各種団体と連携を図りながら、地域住民の参加・協力を得て、地域福祉を推進することを目的とする民間団体である。

経営理念は、①市民参加・協働による福祉社会の実現、②地域における利用者本位の福祉サービスの実現、③地域に根ざした総合的な支援体制の実現、④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取組みへのたゆみない挑戦であり、この地域の障害者福祉の活動拠点としての「五日市希望の家」と「ひばり訓練所」を社会福祉協議会が運営管理することは、地域福祉施策の展開と施設管理が一体的に推進され、市民に友好的な拠点となるものである。

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、通所訓練施設等の需用は益々高まることなどから、当該施設は社会福祉協議会が引き続き管理していくことが最も望ましいものであり、それにより、円滑な運営と事業効果が相当程度期待できるものである。